

第9回吉野川市学校再編計画策定委員会会議録概要版

- 1 招集年月日 平成24年10月29日(月)
- 2 招集の場所 吉野川市川島庁舎2階大会議室
- 3 開閉会日時 開会 平成24年10月29日 午後6時55分
閉会 平成24年10月29日 午後9時5分(2時間10分)
- 4 出席委員 12人
- 5 出席職員 事務局等8人
- 6 会議日程
 - 1) 開会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 教育長挨拶
 - 4) 協議事項
 - ① 跡地・跡施設の活用について
 - ② 計画期間について
 - ③ 答申案(その1)について
 - 5) その他
 - 6) 次回の開催日程
 - 7) 閉会
- 7 会議の経過

【日程4 協議事項】

◆ 協議事項1 跡地・跡施設の活用について

- 会長 日程4の協議事項に入ります。
協議事項1について事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 (資料1～4ページ「跡地・跡施設の活用について」を説明)
- 会長 事務局から現状と事例を説明していただきました。これを踏まえまして、委員の皆様から御提案はありますか。
- 委員 文部科学省のホームページで活用のアイデアを募集するのは良いことなのですが、まずは地元の皆様にお声掛けをしたらどうだろうかと思います。自治会の方とか、婦人会の方とか、地元の方が利用するのが適切だと思います。例えば、「地域の学校」です。自治会でも使用できますし、老人会や婦人会でも使用できます。特に、本年度中に全ての学校施設の耐震改修工事は終わり、空調設備もあるわけですから、地元の方からすれば利用するにはもってこいの場所だと思います。勉強会もできます。集会もできます。活動もできます。体育館もありますし、運動場もありますので、運動会もできます。そういうふうにご利用してはどうかと思います。市外の企業が来て工場を建ててもうれ

- しくないと思います。雇用の場になれば別の話ですが。
- 会長 地域コミュニティの幅広い利用を地域の皆様に聞きながら展開してはどうかという御意見だったと思います。
- 何にでも使用できる部分もあれば、もう少し具体的に限定した活用方法もあるのではないかと思います。他に、具体的にこのような活用方法はどうでしょうかというのがありますか。
- 委員 跡地・跡施設の活用については、総合的に考えて進めていかなければいけない問題だと思います。立地条件や環境状態によって地元からの要望も違うと思います。学校再編は子どもの人数が少なくなったから行いますので、子育てがしやすい環境を作る「低料金の子育て専用公営住宅」を考慮に入れていただけたらと思います。子どもがたくさんいる御家庭は環境面が厳しいのではないかと思います。赤ちゃんが大きな声で泣いても、周りが同じような環境であれば、親の負担も減ると思います。
- 会長 子育てのための専用公営住宅への活用。それも低料金ということですね。子育てをしている世代の人口を増やして、総合的には吉野川市全体の人口を底上げしていこうという御意見だったと思います。
- 委員 川田西小学校は平成26年度には複式学級になる予定ですが、教頭先生が担任を持って対応すると解消できるということでした。しかし、そのような状況を早急に解決しなければならないので、川田3校（川田小学校・川田中小学校・川田西小学校）と種野小学校を川田中小学校に統合することは良いのですが、川田中小学校は幼保再編構想の候補施設になっています。そこで、学校再編によって休校となる川田小学校を「幼保再編構想の候補地」にすれば、十分に活用できるのではないかと思います。道幅は少し狭いのですが、私もバスを運転していますので通行は可能です。運動場を少し狭くして駐車場にすれば、保護者の方の送り迎えも大丈夫だと思います。川田西小学校も休校となりますが、国道沿いにあり、子どもが飛び出すと危ないので、川田小学校の方が良いのではないかと思います。
- 会長 幼保再編構想の候補施設として活用できないかという御意見だったと思います。
- 委員 地元の意見を聞いて、地元で活用していくことは良いことだと思います。子育て専用公営住宅については、以前に神山町の鬼籠野小学校が休校になった時に子育て専用公営住宅の話が出ましたが、最終的にはできていないと思います。休校になる時にはそのような話が盛り上がっていましたが、神山町は山間部にありますので、若いお父さんやお母さんが定住しにくいという

こともあったのではないかと思います。やはり、どこか難しい部分があるのではないかと思います。

会長

最近、徳島県内でも多く行っていますが、昔の言葉で言うとSOHO（※）と言いまして、徳島県はインターネットの環境が良いので、東京の企業が阿南市とか県南の町村、三好市などに来て、夏場だけとか、期間を限定してリフレッシュしながら仕事をするということをしています。このような観点からいうと、山間部の学校だったら、夏場だけの利用であれば「企業の呼び込み」もできると思います。今は古民家などに事務所を構えて仕事をしていますが、畳の上で仕事をするのは非常に辛い、イスに座る環境でないと長時間の仕事には向かないという悩みもあるようですので、内容によっては活用できるのではないかと思います。このような形で都会と田舎の経済交流を含めて、人の交流も進めても良いのではないかと思います。

※ 事務局追記

SOHO（ソーホー）【 Small Office, Home Office 】とは、会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで仕事場にしたり、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすことをいいます。

委員

資料1ページにありますように、美郷中学校のテニスコート場を木材置き場とすることは、市産業経済部と吉野川流域林業活性化センターが協議し、教育委員会の許可を得て活用しているようです。これは吉野川市内で木造住宅を在来工法で建てる方に、市有林の間伐材を地元の製材所でひいて、柱にしてプレゼントするというので、その木材を置いておく場所が無いので、美郷中学校のテニスコート場を活用したわけです。そこで、私が考えたのは、川田西小学校は国道沿いにありますので、運動場を「市有林の間伐材置き場」とし、その場で選別して、いろいろなところに運ぶという活用方法もあるのではないかと思います。それぞれの地域で実情が違いますので、美郷であれば産業活動に活用するとか、交流施設に活用するとか。山川であれば、先ほど御意見がありましたように幼保再編構想の候補施設にするとか。鴨島や川島は、また違った活用方法があると思いますので、地元の意見を聞いて参考にするのが基本でないかと思えますし、今後の跡地利用に有効な手段になると思います。

会長

後々に一石を投じるような答申にするためには、この学校にはこのような活用方法があるというように、具体的な内容を盛り込むのが一番だと思います。この学校はこうした方が良いとい

- 委員 うようなことはありますか。
- 委員 地区社会福祉協議会が小学校区毎に立ち上がって、敬老会やお花見会などを計画しています。川島地区は川島公民館がありますが、学島地区であれば、公民分館は集会所のように小さく、吉野川市交流センターは利用料が必要になりますので、現在はこだま会館を利用していますが、川島と学島の境目に位置しています。学島小学校を「地区社会福祉協議会の活動の拠点」として利用させていただければと思います。
- 会長 地区社会福祉協議会の活動の拠点に利用したいという御意見でした。他に何かありますか。
- 委員 鴨島は比較的人口も多く、学校には体育館やプールがありますので、石井町のいいドームまでいなくても、市民の方に「プールの開放」や「スポーツジム」のような活用ができればと思います。しかし、今は財政的にも厳しく、難しいと思いますので、活用しやすく、利用しやすいと思うのが「図書館」です。鴨島には鴨島公民館の中に図書室程度のものしかありません。西麻植小学校を活用して、今の鴨島公民館にある図書室よりも大きな規模の図書館ができたらと思います。
- 会長 プールやスポーツジムなどのスポーツ施設というのは、経済活動として幅広い利用ができるのであれば、良いことではないかと思います。いろいろな可能性があると思います。
- 委員 西麻植小学校は位置的に集まりやすい場所にあると思いますので、地域でいろいろなことを行う「大人の学校」というようなものでも良いのではないのでしょうか。ただ、学校施設はかなり広いので、維持管理などいろいろな問題もあると思います。また、「地域の防災施設」としての機能もあると思います。常時設備が整っている状況を各学校単位に備えていれば、地域の避難場所にもなると思います。
- 会長 現在も避難場所には指定されていると思いますので、その設備を拡大して活用できればという御意見だったと思います。
- 委員 本年度中に全ての耐震改修工事が完成するということですが、校舎をずっと残していくのかということです。（学校再編により）10校が休校となりますが、これだけたくさんの休校となる学校をこれからも市の施設として維持管理していくのですか。現在休校している校舎に入ったことがあります。空き校舎になると非常に傷みがひどいです。活用の用途が無い学校も出てくると思いますので、補助金を返還しなくても良いのであれば、売却できるところは売却していかなければ、吉野川市としても大変だと思います。また、活用できるところは活用しますが、

それが施設の一部しかないのであれば、その部分だけ残して、後は残さない方が良くと思います。この機会にそのようなことも考えなければいけないと思います。10校の校舎と体育館と運動場があります。1年間でもそのまま置いておくと、傷んでひどい状態になります。例えば、運動場の草刈りはどうするのかということです。公園の管理だけでも大変ですので、学校施設の管理となると大変です。

会長 運営面・経営面の観点からすると、相当な費用がかかると思います。そういった面からも、積極的に使用するところとそうでないところを明確に線引きして、売却できるのであれば売却するなり、将来的に負となるものは残さない、かつ、プラスに売却できるものは売却していくという御意見だと思います。そのような決断も必要なのかもしれませんが。

委員 学校施設は売却できるのですか。補助金を活用して建てていますので、何年か過ぎないと市の財産にはならないと思います。50年程度かかるのではないのですか。

事務局 御質問のあった売却の件ですが、今のところは売却するという考えはありません。どのように活用するのかということを考えています。まずは地元でどのように活用したら良いのかということを知りたいという御意見がありましたが、地元が必要ないというのであれば活用する必要はないと思います。市の施設としてそのままにすることについて、維持管理に経費がかかり不経済ではないかということも出てくるかと思っています。ただ、当面の間は、使用しないのであれば、何かの形で民間に活用してもらおうということはあるかもしれませんが。直ちに売却するということは難しいというふうに考えています。

会長がおっしゃっていましたように、この学校はこのように活用して欲しいというのがあれば言ってくださいということでしたが、ピンポイントだとなかなか議論が進まないという部分があるのではないかと思います。跡地・跡施設の活用について、このような活用の用途がありますというような、少し夢のあるようなお話でも良いのではないかと思います。いろいろな意見を出していただいて、具体的話になった時に、どうしていくのかということにしたら良いのではないかと思います。

事務局 市の方針を御説明いたしましたので、私からは売却ができるのかという御質問に対して、文部科学省が規制緩和した段階で、どうなのかということをご報告させていただきます。

10年以上経過していれば、無償による財産処分は相手先を問わずできるとなっています。御質問のような売却ということに

なると、国庫補助金相当額の返還はしなくても良いのですが、その相当額を学校施設整備のための基金として積み立てた場合は、相手先を問わずできるとなっています。

例えば、国庫補助金が5億円とすると、5億円を国に返還する必要はありません。国庫補助金の返還相当額（国庫納付金）を吉野川市が学校施設整備のための基金として積み立てたら、売却は可能です。

委員 5億円というのは、耐用年数が過ぎれば問題ないということではないのですか。補助金として5億円を貰った場合に、10年後、20年後でも5億円なのですか。

事務局 5億円なのか、時間経過によって4億円に下がるのか、3億円に下がるのかは確認したいと思います。

※ 事務局追記 校舎など補助対象施設に対しては、構造規格によって「処分制限期間」が設けられています。例えば、平成12年度以前の予算に係る補助事業により新築した鉄筋コンクリート造の校舎の処分制限期間は60年となっています。国庫補助金額が5億円として、補助事業完了後20年経過の校舎を処分した場合の国庫納付金は「5億円×((60年－20年)÷60年)＝3.3億円」となります。なお、処分制限期間を経過したものについては、国庫納付金は不要となります。

委員 休校に対する交付税措置はあるのですか。

委員 ずいぶん前に無くなり、現在はありません。

委員 昔は交付税措置がありましたので維持管理費を賄っていましたが、現在は休校になった時点で、維持管理費は市単独の問題になるのですね。

事務局 そうということです。

委員 地元の人には怒ると思いますが、売却という意見がありましたので、売却できるのであれば売却した方が良いと思います。

委員 現時点で、市は売却しない方針だと言っています。

委員 売却しないというのは分かりますが、将来的に中学校を建てなければいけないとなると、売却して（学校施設整備のための）基金に積み立てるというのも良いと思います。

事務局 市にとっては、基金に積み立てるというのは良いことです。例えば、売却して、基金に積み立てて、違うところに土地を買って、新しい学校を建設することに充てることができます。

委員 貸すことはできるのですね。

事務局 それは可能だと思います。

委員 更地にして、貸すことはできるのですか。
事務局 更地にするには学校施設を壊さなければなりませんので、難しいと思います。相当なお金をかけて耐震改修工事をして、建物自体は地震に耐えうる構造になっていますので、何らかの形で活用しなければならないと思います。

委員 建物さえあれば家賃収入は取れるのですね。(資料2ページに)吉本興業が借りている活用事例がありますが、これは何らかの形でお金を支払っていると思います。

事務局 それは有りだと思いますが、それも確認しまして、次回に報告したいと考えています。

※ 事務局追記 市町村が条例により規定した使用料を利用者から徴収する場合、文部科学省は無償による財産処分として取り扱っています。例えば、公営住宅に転用処分する場合、条例によって使用料(家賃)を徴収しても国庫納付金は不要です。また、企業が社屋として利用する場合は、有償による貸与・譲渡であっても、国庫補助事業完了後10年以上経過している場合は、国庫納付金相当額を市が基金に積み立てれば、国庫納付金は不要となります。

会長 お年寄りが利用する施設に活用するという意見がありましたが、現在の小学校や中学校のトイレは和式だけなのですか。

委員 一部、洋式トイレがあります。どの学校にも特別支援学級がありますので、一つぐらいはあります。

委員 山川中学校は建設して2年程度ですが、2対1か、1対2の割合で洋式トイレはあります。今の時代であれば全部が洋式トイレになっていると思うかもしれませんが、思春期を迎える時期なので、人が座ったところに座るのが嫌だという考え方を持った子どももいます。だから和式トイレも洋式トイレもあります。新築の校舎でもそうになっています。

委員 市立川島中学校でも半分半分だと思います。もしかしたら和式トイレの方が多いかもしれません。

会長 古い校舎はどうなのですか。

委員 古い校舎は、1部の和式トイレを壊して、洋式トイレに作り替えています。

事務局 会長の御質問の主旨というのは、例えば、地域のお年寄りのために活用するとか、地区社会福祉協議会が活用する場合に、トイレの問題や補助用の手摺りの問題などがあるということだと思います。しかし、このような目的に活用するとすれば、お年寄りなどが利用しやすいような設備に改良するのは義務だと思います。

いますし、そのように対応していくと思います。

委員 この策定委員会で、そこまで詰めて協議をしても無理だと思います。総合的な意見にしなければ、各地域によって利用価値が違います。例えば、鴨島であれば子育て支援といっても民間がたくさんありますので、特別には必要ないと思いますが、地域の人が集まる場所がありませんので、そのような場所が欲しいと思います。

会長 答申には、このような用途がありますということ盛り込めれば良いと思います。これくらいでよろしいでしょうか。

事務局 今のところは、図書館、スポーツジム、プールの開放、地域のコミュニティ施設、地区社会福祉協議会、子育て専用公営住宅、幼保一体の施設などへの活用だったと思います。

会長 おおまかには5～6個だったと思います。このあたりのことを答申に盛り込むということよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

事務局 それと、活用方法の無い施設をいつまでも残すのかという問題ですね。

会長 その問題も答申に盛り込んでいただきたいと思います。

委員 一点だけよろしいでしょうか。

吉野川市の地域環境を良くするためにも、いわゆる廃屋とか、草が生い茂っている空き地のようにならないことを考えていかないと、子どものためにも、地域のためにもならないと思います。市としたら考えにくいかもしれませんが、（活用方法の無いところをそのまま残すことは）地域の環境としては良くないと思います。

事務局 直ちに取り壊すということは（難しいと思います）。

委員 それは分かっていますが、活用方法が無いままで、すぐに5～10年経過すると思います。そのようなことにならないようにということです。

事務局 何も使用しなくても維持管理費は必要です。施設の警備保障や電気代などは必要です。

会長 それは必要のないお金です。企業だったら出しません。

事務局 運動場に草を生やしたままの状態にするわけにはいきません。

委員 現在、休校しているところも管理しているのですよね。

委員 管理人を置いているので、費用もかかっていると思います。

会長 そろそろ意見は出そろったと思いますので、今までの意見を答申の中に盛り込んでいただければと思います。よろしく願いします。

◆ 協議事項 2 計画期間について

- 会長 続きますして、協議事項 2 を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 (資料 5～7 ページ「計画期間について」を説明)
- 会長 まず、資料の内容につきまして御質問はありますか。
(特に声なし)
- 会長 前期・後期でそれぞれおおむね 5 年、全体でおおむね 10 年という計画の御提案を頂いています。その理由などについて説明をしていただきましたので、この計画・日程についてはどうでしょうか。もう少し早くならないのかという意見もあると思いますが、それを含めて何か御提案はありますか。
- 委員 計画の工期的にはこれぐらいだと思います。これでも忙しいと思います。
- 会長 極端に短くはできないと思います。実際には、休みの期間に集中して工事を行うような工程にしないと、児童・生徒が在籍している学校は難しいと思います。
- 委員 スケジュールについては、答申が出てから教育委員会で協議をすと思っていますが、予定では、計画の 1 年目というのは大体いつ頃になるのですか。
- 事務局 いつ頃ということについて明言はできませんが、できるだけ早い時期に教育委員会として前に向いて進んでいきたいと考えています。
- 委員 (計画の) 1 年目というのは、まだ決まっていないということですね。
- 事務局 まだ、決めていません。
ただ、御理解を頂かないと計画を進めていけません。
- 委員 反対が出て、計画が通らなければ(再編は)無くなるのですか。
- 事務局 子どもたちの状況を考えると、小中学校の統廃合は避けて通れないという考え方は、皆様もお持ちになっていると思います。
ところが、いざ自分たちの地域の学校が再編によって休校になりますという話になった時、反対の声が出てくることは想定しています。新しい取組をしていくことは、並大抵なことではないと思いますが、何のための学校再編なのか、子どもたちのために学校再編をすということの説明していきたいと思っています。
- 委員 昨年を実施したアンケート調査(学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査)は、保護者、一般市民、教職員の三つに分けています。平成 25 年度から行うであろう地元説明会についても、アンケート調査と同じように三つに分けてするので

すか。他市町村のケースでも、説明会に来る人の8割は反対の人が来ます。それは当然だと思います。保護者と一般市民を一緒にしたら、保護者の出席は少ないと思いますし、反対の人が多く、保護者は意見を言えないと思います。しかし、保護者だけの説明会だったらどんどん意見は出ると思います。その部分を考えて説明会を準備しているのかお聞きします。また、一般市民が反対して保護者が賛成した場合に、どちらをとるのか難しい問題です。

事務局 説明会の方法ですが、現在、事務局としては策定委員会の議論に最大限の力を注いでいますので、今後、どのような方向性を持って、どのような方法で説明会をしていくのか、対象を分けてするとか、地域をどのように分けてするとかいうことについて、具体的な案はまだ考えていません。

委員 今いる子どもや、これから生まれてくる子どものことを考えていくのか、地域の核である現在の小中学校を守るのかで、主旨が大きく変わってくると思います。その部分を十分に考えていただいて、説明会をしていただきたいと思います。

会長 十分に意をくんでいただくようお願いいたします。
一般市民の方というのは、資料の数字などをあまり見ないで感情論で話しされる方が多いと思いますので、機会があれば、委員の皆様も資料の数字などを頭に入れていただいて、このように子どもの人数が減っていくということも含めまして、市民の方にも説明していただけたらと思います。サポートもよろしくお願いします。

計画期間につきましては、これぐらいが限度でないかという御意見がありました。前期おおむね5年、後期おおむね5年の合計10年。実際にはこの期間内にこれだけの学校の改築を進めていくのは厳しいところがあると思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 計画期間につきましては、全工程10年ということで答申を進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員 一点だけよろしいでしょうか。

小中学校の再編を行う場合にも、それぞれの分野が関連しており、次には幼保の再編が待っています。幼保再編をどの施設にするのか、学校再編も鑑みて候補施設を考えなければいけないと思います。また、小学校における学童保育のことも考えなければいけないと思います。幼保再編についても、学童保育についても、立地条件の良いところ、小学校には学童保育が必要で

すので、小学校と一緒にくっつけなければいけないと思います。
 統合される小学校に学童保育のスペースを作るような設計にし
 なければいけないと思いますので、答申にはそのようなことも
 含めて進めていかないと、元に戻ると思います。

会長 学校再編計画に幼保再編のことは入っていない部分になります。
 委員 検討に入れて進めるといことです。
 会長 そういったことは大丈夫ですか。
 事務局 幼保再編や学童保育については健康福祉部が担当しています。
 平成26年度から川島地区の幼保一体化が実現するようになって
 いますが、それ以降については、はっきりと分かっていない
 状況です。学校再編については、委員の皆様方に決めていただ
 きましたように、前期、後期それぞれおおむね5年の10年計
 画で行うということになりました。その中で教育委員会と健康
 福祉部が綿密に打ち合わせをしながら進めていくということに
 なると思います。

会長 委員の御質問は、大まかな部分でも、説明会をする時には検討
 の余地があるということアピールするために、答申に入れて
 おいた方が良いのではないかとということですね。

委員 そうです。
 会長 それについてはいかがでしょうか。
 事務局 学校再編計画として、幼保再編との関連性を強く示していくと
 いう意味であれば、そのような答申としてまとめていきたいと
 思います。

委員 小中学校の再編について、メリット・デメリットを比べることに
 意味はないと思います。メリットが大きくなる人もいれば、
 デメリットが大きくなる人もいます。そのデメリット部分を補
 うために、今までにしていないことに投資することが重要なこ
 とだと思えます。例えば、幼保一体化とか学童保育に対して、
 設備などを充実していくことを答申に盛り込んだ方が良くと思
 います。そうすれば、学校再編に反対の人も少しは説得できる
 のではないかと思えます。

委員 私も学童保育ことは気になります。学童保育のことは説明会の
 時に保護者から必ず出てくると思えます。市としても腹案とい
 うか、頭に入れておいた方が良くと思えます。

委員 学童保育は民間になります。幼保一体化にしても民間に移行し
 ていっていますので、難しいと思えます。

委員 子育て支援課が補助金を出しているのですよね。
 事務局 学童保育の担当は子育て支援課ですが、学童保育そのものの運
 営は民間がしています。市が直接しているのは児童館という施

- 設になりますが、少し内容が違います。
- 委員 私と思うのは、小学校の近くにあつて、小学校が終わったらすぐにそこで待っていられるというのでなければ、民間が小学校から離れた場所で学童保育をしても使えません。学校のすぐ横だったら保護者の方も安心しますので、それも考えて進めないとダメだということです。
- 委員 民間の方が学校の近くで場所を探すと思います。
- 委員 学校施設の増改築をしますので、その時にスペースを作って、そして貸してあげたら良いのではないのでしょうか。
- 会長 事務局から、夢のあるようなお話でも良いのではないかということをお願いしていますので、このような部分もアピールしていく必要もあるのではないかと思います。
- 事務局 学童保育のことは健康福祉部になりますので、教育委員会としての書きぶりは難しいのですが、学校再編に当たり学童保育の充実も大切であるとか、考える必要があるというようなことを盛り込んだ案を作成してみます。
- 委員 幼稚園と保育所が一体となれば（幼稚園は）教育委員会から手放して、（教育委員会は）小学校からが対象になるということですか。
- 事務局 保育所は健康福祉部の管轄になりますが、幼稚園を教育委員会から手放すということにはなりません。
- 委員 この施設（川島庁舎）を使用して幼稚園と保育所が一体となりますが、（管轄は）完全に分かれるということですか。
- 事務局 組織をどのようにするのかということについては、まだ、はっきり決まっていませんが、2元になると思います。建物は一つですが、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所です。トップが1人になるのか、2人になるのか分かりません。

◆ 協議事項3 答申案（その1）について

- 会長 続きまして、協議事項3を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 （別添「答申案（その1）について」を説明）
- 会長 今までの策定委員会の中で決めてきたものが形になってきました。この答申案について、全体を見ながら御質問や御意見はありますか。
- 委員 答申案14ページの安全対策のところ「河川より低位置の学校に対して氾濫対策を講じること」とありますが、これは言葉がきついで、「内水対策」に変えて頂きたいと思います。

次に、3ページの(学級数による学校規模の分類の)表ですが、昭和59年とあります。もっと新しい資料はないのですか。

事務局 国の基準が変わっていません。

委員 変わっていないのは分かりますが、資料が古すぎますので、他に何かあればお願いします。

事務局 昭和59年の資料を引用するというのではなく、中身的に同じようなものが示せるように工夫したいと思います。

委員 答申案14ページの付帯意見のその他のところで「市立川島中学校を統合した小学校にする場合、プールを設置すること」とありますが、(資料4ページでは)照明設備も無いということですので、照明設備の設置も入れておかなければいけないと思います。

※ 事務局追記 市立川島中学校の運動場については、照明設備はありますが、スポーツなどを行うには暗いため、夜間照明施設としては利用を許可していないので、資料4ページでは「×」と表記しています。

事務局 この付帯意見については、小学校にはプールが必要ですので、市立川島中学校を活用するのであればプールが無いとため、設置して欲しいということだったと思います。

委員 プールは授業の一環ですので絶対に必要です。

委員 しかし、周囲が農地などの場合、照明を付けることによって、虫が飛んできて困るというようなことがあります。

委員 鴨島の学校のように、周囲が民家の場合でも、照明を付けたら明る過ぎるのですぐに消せという苦情があります。

委員 街路灯でも怒られることがあります。

事務局 防犯灯を設置することについても、場所によっては明るかった方がよいというところと、苦情があるところがあります。

委員 それであれば、プールを設置するというのではなく、それなりの設備の充実を図ることにはしていただきたいと思います。

事務局 プールと限定するのではなく、(他の設備も含めて)小学校としての機能が果たせるような設備の充実を図るというようにしたいと思います。

会長 他に何かありますか。

委員 答申案1ページの基本方針のところ、(4)の「計画の対象は、市立の小学校及び中学校とすること」以降について、何を意図して載せているのか分からないのですが。

事務局 教育委員会では学校再編の議論をしていますが、幼保再編構想

は健康福祉部で行っていますので、それを尊重しながら行っていくということです。

- 会長
委員
委員
事務局
委員
事務局
会長
委員
会長
事務局
会長
会長
- 取り立てて答申に載せる必要はないということですか。
- ここに載せるのであれば、「幼稚園は幼保再編構想で計画しているので、関連を図りながら進めていく」というのなら分かりますが、この文章では幼稚園は関係ないというようにしか取れないと思います。
- 私は幼稚園の在り方が気になっています。教育のつながり中で、プツンと切れるような流れが気になります。保護者にしても、自分の子どもをどのように育てていくのかという道筋が見えないと、納得いかないと思います。先ほど委員が言われたようなことを丁寧に扱っていただけたらと思います。
- この学校再編というのは、小中学校の再編について考えましょうという諮問です。委員が言っていることは分かりますので、文言を修正して、次回、協議をしていただきたいと思います。意に沿うような形に変えていきたいと思います。
- この部分について、教育委員会が出すのであればこのままで良いのですが、答申として出すのですから、何故このような文書になるのかということです。この策定委員会の中で決めた適正規模・適正配置の基本的な考え方についての基本方針というのであれば、あえて、この文章は書く必要はないのではないのでしょうか。「計画の対象は、市立の小学校及び中学校とすること」だけで良いと思います。
- 事務局として文章を修正するという方法もありますが、策定委員会では小学校と中学校の再編を考えるとということですから、小中学校のことだけに留めるということも分かります。この部分は除きましようか。
- 委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。
- それであれば、以降の文書については、付帯意見のその他に付けたら良いのではないのでしょうか。
- 付帯意見で前向きに検討するということを入れるということですが、それは今日の意見の中にも同じようなものがありましたので、付帯意見の中でまとめるということをお願いします。
- 基本方針の（４）については、「計画の対象は、市立の小学校及び中学校とすること」にして、それ以降については、付帯意見の中でまとめていくという形にしたいと思います。
- それでよろしいでしょうか。
- （「異議なし」との声あり）
- 基本方針の（４）については、「計画の対象は、市立の小学校及

び中学校とすること」で止めるということで進めさせていただき
ます。

活発な御意見を頂いている途中ですが、時間がまいりましたの
で、本日はここで閉めさせていただきたいと思います。本日、
頂きました御意見は、次回の答申案のまとめの中に入れていた
だいて、次回の策定委員会で協議したいと思います。そして、
最終の詰めを行いたいと思います。他にも御意見があるようで
したら、直接、事務局へ御連絡いただけたらと思います。

【日程 5 その他】

会長 次に日程 5 のその他で、何かありませんでしょうか。
委員 財政面のことを聞きたいのですが、小学校を統廃合して学校数
が減った場合に、年間の運営費がどれくらい少なくなるのか教
えていただきたいと思います。
事務局 努力いたします。

【日程 6 次回開催日程】

会長 日程 6 の次回の開催日程について事務局から説明をお願いしま
す。
事務局 (資料 8 ページ) 次回の開催日につきまして、会長、副会長と
事前に協議させていただきまして、11月20日(火)の午後
7時から川島庁舎 2階大会議室でお願いします。

【日程 7 閉会】

会長 それでは、本日の日程は全て終了いたしました。
最後の最後まで真剣な御協議をいただきまして、ありがとうござ
います。遅くなりまして申し訳ありませんでした。後は本日
の意見をまとめていただきまして、次回、答申としての最終の
取りまとめに移っていきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。本日はありがとうございました。